

議員提出第2号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

提出者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛成者 吉川市議会議員 岩田 京子

〃 遠藤 義法

吉川市議会議長 稲葉 剛治 様

提案理由 口頭

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

2023年10月に複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができません。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は不当な値下げや取引の打ち切りを求められることが元々懸念されていました。また、インボイス発行事業者には消費税の申告・納付が義務づけられ、消費税免税事業者の厳しい経営に税負担と事務負担の二重の負担を与えています。小規模事業者等からは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっています。インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも多くあります。

制度導入にあたって、インボイス発行事業者になった場合に3年間は仕入れ税額8割控除などの事業者支援措置が講じられていますが、この措置は2026年10月からは5割控除、更に2029年10月から仕入れ額控除はなくなります。

物価高騰により小規模事業者などの経営環境は一層厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模業者等に求めることができる状況ではありません。多くの小規模事業者等などの経営が成り立たなくなることが、危惧されます。

小規模業者等の経営を維持し、日本経済の7割を占める中小零細業者の経営を支え、経済を活性化させるためにもインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると考えます。

よって国に対してインボイス制度を早急に廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年3月21日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

経済財政政策担当大臣